

《別紙1》

介護老人保健施設サンフラワーのご案内  
(令和6年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1)施設の名称等

- ・ 施設名 介護老人保健施設 サンフラワー
- ・ 開設年月日 平成17年5月1日
- ・ 所在地 香川県高松市一宮町 1556-2
- ・ 電話番号 087-885-5000
- ・ ファックス番号 087-885-5001
- ・ 管理者名 安藤 隆史
- ・ 介護保険指定番号 介護老人保健施設 (3750180113号)

(2)介護老人保健施設の目的と運営方針

「施設の目的」

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整など、退所時の支援も行いますので、安心して退所いただけます。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

「介護老人保健施設サンフラワーの運営方針」

- ・ 医療との連携を大切にし、総合的サービスの向上に努め利用者の尊厳を守り、笑顔で明るく過ごせるケアを提供します。
- ・ 生活に即したリハビリテーションに重点をおき、一人でも多くの利用者が家庭復帰できるよう支援いたします。
- ・ 私たちが家族の一員となり、在宅で自立した生活が送れるよう、通所・短期入所による支援いたします。
- ・ 地域住民とのつながりを深め、利用者とのコミュニケーションを大切にしたいという思いのある介護に努めます。

(3)施設の職員体制（介護保健施設サービス）

職 種		業務内容
・管理者・医師	1人	統括管理・診察
・看護職員	6人以上	看護
・介護職員	14人以上	介護
・支援相談員	1人以上	相談・苦情処理受付
・理学療法士	1人以上	リハビリ
・作業療法士		
・管理栄養士	1人以上	食事管理
・介護支援専門員	1人以上	居宅支援・入所支援

(4)職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
医師	日勤（9：00～17：00）
支援相談員	日勤（9：00～18：00）
理学療法士・作業療法士	日勤（9：00～18：00）
管理栄養士・介護支援専門員	日勤（9：00～18：00）
事務職員	日勤（9：00～18：00）
看護・介護職員	早出（7：00～16：00） 日勤（9：00～18：00） 遅出（10：00～19：00） 夜勤（16：30～9：30）

(5)入所定員等

入所定員	60名【短期入所（介護予防短期入所含む）】	
療養室	個 室	22室
	三人部屋	2室
	四人部屋	8室

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事（原則として食堂でおとりいただきます）  
朝食 8：00～  
昼食 12：00～  
夕食 17：30～
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護（病状が安定期にあり施設内で対応できる方）
- ⑤ 介護

- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 理美容サービス（ご希望の方は、事務所までお申し出ください。）
- ⑨ 行政手続代行
- ⑩ その他

\* これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

### 3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科医療機関に協力いただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

協力医療機関	名 称	医療法人社団 谷本内科医院
	住 所	香川県高松市香川町大野 997-3
	名 称	国家公務員国民共済 高松病院
	住 所	香川県高松市天神前 4 番 18 号
協力歯科医療機関	名 称	なかむら歯科
	住 所	香川県高松市一宮町 1591-6
	名 称	医療法人優心会 高松大塚歯科医院
	住 所	香川県高松市林町 2538 番地 10

#### ◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

### 4. 施設利用に当たっての留意事項

面会時間	午前 8 : 00～午後 8 : 30 となっております。 (面会の際は、受付にある面会簿にご記入をお願いします。)
外出・外泊	ステーションに備付の外出・外泊届を提出してください。
喫煙	指定の場所をお願いします。
火気の取扱い	調理器具等、原則として利用できません。
設備・備品の利用	職員にご相談の上、ご利用ください。故意または過失によって施設および備品に損害を与える、または無断で備品の形状を変えたときは、その損害を弁償または回復していただきます。
所持品・備品等の持ち込み	高額な物品の持ち込みはご遠慮ください。管理責任を負いかねますので、予めご了承ください。
金銭・貴重品の管理	高額な金品の持ち込みはご遠慮ください。管理責任を負いかねますので、予めご了承ください。また、金銭は事務所でお預かりいたします。
外泊時等の施設外での受診	原則として出来ません。緊急時は当施設までご連絡ください。
宗教活動	ご遠慮願います。
ペットの持ち込み	ご遠慮願います。

## 5. 非常災害対策

防災設備	避難階段、避難口、防火戸、防火シャッター、スプリンクラー設備、屋内・屋外消火栓設備、自動火災報知設備、非常通報装置、非常放送設備非常電源（自家発電）設備、誘導灯等
防災訓練	年2回以上（夜間想定含む）（消火訓練・通報訓練・避難訓練）
避難経路	各療養室に避難口を表示しています。

## 6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

## 7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。 要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

電話番号 087-885-5000

受付横に備え付けられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

また、各市町村および国民健康保険団体連合会にも苦情相談、要望等対応しております。

担当市町村相談窓口

電話番号 087-839-2326

国民健康保険団体連合会（介護保険室）

電話番号 087-822-7435

## 8. サービス担当者会議等におけるテレビ電話装置等の利用について

当該事業所が実施するサービス担当者会議等、法令で定められた範囲での会議等にテレビ電話装置（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器）を用い活用することが出来るものとしてテレビ電話装置等で参加した職員は会議等に参加したものとします。この際、使用にあたっては個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守し用いる事とし、当該利用者等の同意を得る必要があるものとする。

## 9. 高齢者虐待防止の推進

当事業所は高齢者の尊厳保持、人格尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が高い虐待に対し未然の防止に努めるため、以下の対策を講じるものとする。

- ・虐待の未然防止、早期発見（定期的な研修の実施、指針の策定）
- ・虐待等発見時の迅速かつ適切な対応（委員会の設置、担当者の選定）

## 10. その他

当施設についての詳細は、事務所職員までお問い合わせください。

※高松市：法令による地域区分に介護保険単位数1点=10.14円での計算となります。  
 下記単位数に10.14円を掛けた金額（1円未満切り捨て）が自己負担額となります。

短期入所療養介護

単位：点

A.基本型

B.在宅強化型

介護保険サービス費（Ⅰ）	サービス項目		単位
	従来型個室（ⅰ）	要介護1	／1日
要介護2		／1日	801
要介護3		／1日	864
要介護4		／1日	918
要介護5		／1日	971
多床室（ⅱ）	要介護1	／1日	830
	要介護2	／1日	880
	要介護3	／1日	944
	要介護4	／1日	997
	要介護5	／1日	1,052

介護保険サービス費（Ⅰ）	サービス項目		単位
	従来型個室（ⅱ）	要介護1	／1日
要介護2		／1日	893
要介護3		／1日	958
要介護4		／1日	1,017
要介護5		／1日	1,074
多床室（ⅳ）	要介護1	／1日	902
	要介護2	／1日	979
	要介護3	／1日	1,044
	要介護4	／1日	1,102
	要介護5	／1日	1,161

※在宅復帰・在宅療養支援等指標により介護保険サービス費が決定されます。

特定介護老人保健施設 短期入所療養介護費	単位		
	3時間以上4時間未満	／1回	664
	4時間以上6時間未満	／1回	927
	6時間以上8時間未満	／1回	1,296

加算項目

加算項目	単位
夜勤体制加算	／日 24
個別リハビリテーション加算	／日 240
認知症ケア加算	／日 76
認知症行動・心理症状緊急対応加算（7日を上限）	／日 200
緊急短期入所受入対応加算（7日（やむを得ない事情がある場合は14日）を限度）	／日 90
若年性認知症利用者受入加算	／日 120
若年性認知症利用者受入加算（特定介護老人保健施設短期入所療養介護の場合）	／日 60
重度療養管理加算	／日 120
重度療養管理加算（特定介護老人保健施設短期入所療養介護の場合）	／日 60
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ	／日 51
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	／日 51
送迎加算	／片道につき 184

総合医学管理加算（利用中 10 日を限度）	/日	275
口腔連携強化加算（1 月に 1 回）	/回	50
療養食加算（1 日に 3 回を限度）	/回	8
認知症ケア加算（Ⅰ）	/日	3
認知症ケア加算（Ⅱ）	/日	4
緊急時治療管理	/日	518
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	/月	100
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	/月	10
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	/日	22
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	/日	18
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	/日	6
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数×75/1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数×71/1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数×54/1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数×44/1000	

共通実費負担分

食費	食費※1	/1日	1,837円
	特別な対応の食事及びおやつ	/1食	実費
居住費	個室※2	1,668円/日	(令和6年8月1日より1,728円/日)
	多床室※3	377円/日	(令和6年8月1日より437円/日)
その他	電気代（器具1台につき）	/1日	66円
	診断書料	/1枚	実費
	理美容代		実費
	その他、個人的な必需品		実費

◎課税対象部分は非課税表示となっていますので、別途消費税を頂きます。

※1・2・3 負担限度額認定証をお持ちの方は、その上限額となります。

介護予防短期入所療養介護

A.基本型

介護予防短期入所療養介護（Ⅰ）	単位	
	従来型個室（ⅰ）	多床室（ⅱ）
要支援1 /1日	579	613
要支援2 /1日	726	774

B.在宅強化型

介護予防短期入所療養介護（Ⅰ）	単位	
	従来型個室（ⅱ）	多床室（ⅳ）
要支援1 /1日	632	672
要支援2 /1日	778	834

加算項目

加算項目	1割負担
夜勤職員配置加算 /日	24
個別リハビリテーション実施加算 /日	240
認知症行動・心理症状緊急対応加算（7日間限度） /日	200
若年性認知症利用者受入加算1 /日	120
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ） /日	51
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ） /日	51
送迎加算 /片道につき	184
総合医学管理加算（利用中10日を限度） /日	275
口腔連携強化加算（1月に1回） /回	50
療養食加算（1日に3回を限度） /回	8
認知症専門ケア加算（Ⅰ） /日	3
認知症専門ケア加算（Ⅱ） /日	4
緊急時施設療養費（月3日限度） /日	518
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） /日	22
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） /日	18
サービス提供体制強化加算（Ⅲ） /日	6
生産性向上推進加算（Ⅰ） /月	100
生産性向上推進加算（Ⅱ） /月	10
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数×75/1000
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数×71/1000
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数×54/1000
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数×44/1000

## 個人情報の利用目的

介護老人保健施設サンフラワーでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

### 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  - 一入退所等の管理
  - 一会計・経理
  - 一事故等の報告
  - 一当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - 一利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - 一利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - 一退所後の主治の医師、又は医療機関に対して利用者の診療情報、心身の状況、生活歴等を情報提供する場合
  - 一協力医療機関との実効性のある連携体制を構築する為、定期的な会議において利用者の現病歴等の情報共有を行う場合
  - 一検体検査業務の委託その他の業務委託
  - 一家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
  - 一保険事務の委託
  - 一審査支払機関へのレセプトの提出
  - 一審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

### 【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - 一医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - 一当施設において行われる学生の実習への協力
  - 一当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - 一外部監査機関への情報提供